

必ずお読みください！

## 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修 の受講申込みをする前に

介護支援専門員法定研修の全研修課程は、令和6年度から新カリキュラムになりました。研修内容や事前課題等が以前とは変更になっていますので、ご注意ください。事前課題の様式は、受講決定時にご案内します。

【研修課程Ⅱ】は今年度より平日も受講可能となりました。

5クールの開催となるため、課題等の提出期限はクールごとに別途設定していますが、受講申込みは今回のとし、今年度の受講者を決定します。なお、追加での受講受付は行いませんのでご了承ください。

### I 更新のために必要な研修 （実務経験者対象）

- 1 介護支援専門員証の更新が初回、又は2回目以降の者で、前回の更新時に受けた研修が実務未経験者対象の更新研修の者

専門（更新）研修  
【研修課程Ⅰ】（法定56時間）

+ 専門（更新）研修  
【研修課程Ⅱ】（法定32時間）

※初めて証の更新をする者及び前回、更新（実務未経験者対象）研修で証を更新した者、再研修で証を発行された者は、現在の証の有効期間内に【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】を修了しなければ、証の更新はできません。

※専門（更新）研修は階層別研修です。受講に必要な実務経験及び履修目標が【研修課程Ⅰ】と【研修課程Ⅱ】では異なり、【研修課程Ⅰ】を修了後、介護支援専門員として実務をしながら、事例検討等を行い、【研修課程Ⅱ】を受講するものです。従ってこのような趣旨から、同年度に専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】と同研修【研修課程Ⅱ】を受講することはおすすめしません。計画的に受講してください。

※令和8年度の専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】の受講を希望し、【研修課程Ⅰ】が未修了の者は、今回の【研修課程Ⅰ】を受講してください。

- 2 介護支援専門員証の更新が2回目以降の者で、前回の更新時に受講した研修が実務経験者に対する専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱの者

専門（更新）研修  
【研修課程Ⅱ】（法定32時間）

### II 受講対象者

#### 1 専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】

- (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅰ】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後6か月以上の者

- (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅰ】

実務経験者（現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者）で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年内に満了する者

#### 2 専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】

- (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅱ】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後3年以上の者

- (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅱ】

実務経験者（現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者）で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年内に満了する者

### III 募集人数

#### 1 専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】

120名程度

#### 2 専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】

500名程度（1クールあたり100名程度×5クール）

※募集人数を超過した場合、現在、介護支援専門員として実務に従事している者を優先します。

### IV 実務経験

1 介護支援専門員の実務経験とは、「現在までに1日以上介護支援専門員業務に就いた者」が該当します。認定調査員は、実務経験に含まれません。

2 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、下記（1）～（6）において、介護支援専門員としての業務が該当します。ただし、該当する事業所又は施設等で就労していたとしても、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていった場合等、居宅等サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。

（1）居宅介護支援事業所

（2）（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業所

（3）（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所

（4）介護保険施設

（5）介護予防支援事業所

（6）地域包括支援センター

### V その他注意事項

1 介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新をしなかった場合でも、介護支援専門員としての登録は消除されません。

介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、実務経験の有無にかかわらず、「再研修」を修了することにより、介護支援専門員証の交付が可能となり、実務に就くことができます。ただし、「再研修」は、年間を通して、随时受講できるわけではありませんのでご注意ください。

2 専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】は、「主任介護支援専門員研修」を受講するための必須研修です。

3 日程の選択については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 定員超過の場合、受講決定の優先順位は専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の開催要項に記載のとおりとします。

※実務経験があり、1回目の更新時に専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】と【研修課程Ⅱ】の両者を受講した者で、新たな5年間の有効期間においても引き続き実務経験がある場合は、専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】のみの受講で証の更新が可能です。その場合、更新後すぐに受講するのではなく、最低でも2年程度実務経験を積まれてから受講してください。

また、更新研修（実務未経験者対象）や再研修を受講して、新たな5年間の有効期間中に実務経験がある場合は、専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】と【研修課程Ⅱ】の両方を受講する必要があります。専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】は、更新後すぐに受講が可能ですが、専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】については、最低でも2年程度実務を積まれてから受講してください。これは、有効期間満了日が早く到来する者を優先するためです。

《事務局》

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398

Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / U R L https://www.ehime-shakyo.or.jp

# 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】 開催要項 (実務経験者対象)

## 1 目的

### (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅰ】

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に開催します。

### (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅰ】

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的に開催します。

## 2 主催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（介護支援専門員指定研修実施機関）

## 3 対象者

### (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅰ】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後6か月以上の者

### (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅰ】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者）で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

## 4 募集人数

120名程度

## 5 受講料

29,000円（消費税非課税）

## 6 テキスト

介護支援専門員現任研修テキスト【専門研修課程Ⅰ】 中央法規出版発行 5,280円（税込）

※この研修では上記テキストが必須となりますので、eラーニング開始までに、各自ご準備ください。

※今年度より、テキストは受講者各自でご準備いただきます。（本会での購入取りまとめはありません。）

※受講決定時に「テキスト注文書」をお送りしますので、そちらから直接ご購入いただけます。

※研修開始後、テキストをお持ちでない場合、修了証の発行はできませんのでご了承ください。

## 7 受講料の支払方法

受講決定通知案内時に専用の振込用紙を同封しますので、伊予銀行窓口からお振込みください。伊予銀行窓口からの振込みは手数料無料です。期日までに振込みが確認できない場合は受講決定を取り消す場合があります。

## 8 領収書・請求書について

(1) 振込依頼票の振込人控えである振込金受取書をもって領収書発行に代えますので、ご了承ください。

(2) 受講料は非課税のためインボイス対応請求書の発行はしません。

## 9 開催日時

日 程	A日程	B日程	時 間
e ラーニング	令和8年5月7日（木）～ 令和8年5月20日（水）		※お好きな時間に視聴可能です。
1日目	令和8年 5月16日（土）	令和8年 5月17日（日）	9：00～18：00（受付8：30～）
2日目	令和8年5月23日（土）		8：50～17：45（受付8：30～）
3日目	令和8年5月24日（日）		9：30～14：55（受付9：00～）
4日目	令和8年5月30日（土）		9：20～15：55（受付9：00～）
5日目	令和8年5月31日（日）		9：30～16：15（受付9：00～）
6日目	令和8年6月 6日（土）		9：00～17：55（受付8：30～）
予備日	令和8年6月20日（土）・21日（日）		

※1日目のみA日程とB日程があります。

※荒天等により研修の実施を延期した場合は予備日を中心に調整します。

## 10 会 場

愛媛県総合社会福祉会館「多目的ホール」（松山市持田町三丁目8番15号）

※会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 11 研修内容

「令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程I】カリキュラム」参照

## 12 研修申込

受講申込書の様式は下記の本会ホームページに掲載しています。

「愛媛県社会福祉協議会」⇒「研修・資格」⇒「介護支援専門員研修」⇒「01 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程I】」

（1）申込締切 **令和8年3月13日（金）消印有効**

（2）申込方法 郵送（事務局持ち込み・FAX不可）

（3）提出先 〒790-8553

松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課 宛

※封筒に「介護支援専門員研修【研修課程I】受講申込書在中」と明記

※申し込み書類等の到着確認に関するお問い合わせにはお答えできませんので、必要な場合は追跡可能な郵送方法を利用することをお勧めします。

## 13 受講決定等

（1）受講の可否については、令和8年4月6日（月）までに指定された郵送先へ送付します。

（2）申込人数が定員を超えた場合は、次の優先順位により選定を行います。

【優先順位①】 介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者  
(介護支援専門員証の有効期間が令和9年10月31日までの者)

【優先順位②】 介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者

## 14 事前提出物について

受講決定後、研修が始まる前に（1）・（2）の提出が必要となります。提出できない場合は、受講できません。

### （1）研修記録シート（事前提出分）

受講決定者は、研修記録シート（事前提出分）の提出が必要です。受講決定後10日以内に提出してください。この研修記録シートはGoogleフォームでの提出となりますので、メールアドレスが必要です。

※詳細は受講決定時にご案内します。

### （2）提出課題

受講決定者は、「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」（カリキュラム1日目）の演習で使用する事例（1事例）を提出いただきます。

- ① 現在の証有効期間内に受講者自身が介護支援専門員としてアセスメント及びプラン作成等を担当した事例を指定の様式で作成いただきます。
- ② 現在、介護支援専門員として実務に従事していない（事業所及び利用者から事例を提出するための同意が得られない）など、事例が提出できない場合は、修了できませんのでご注意ください。
- ③ 作成方法や様式等は、受講決定時にご案内します。
- ④ 提出期間は、受講決定日～4月23日（木）です。

※郵送にて提出。消印有効・事務局持ち込み不可

## 15 e ラーニングについて

- (1) e ラーニングとは、インターネットを介して、自宅や職場のパソコンやスマートフォン等を使って学習する方法です。決められた期間中に、講義動画を視聴していただきます。インターネット環境やパソコン、スマートフォン等は、各自でご準備をお願いします。ご自身でご準備できない場合は、お勤めの事業所へご相談いただく等、受講環境の確保をお願いします。
- (2) 視聴に必要な環境については、本会ホームページに掲載しております「視聴者向けシステム要件」でご確認ください。ご確認が難しい場合は、e ラーニングのテスト視聴動画を同じく本会ホームページに掲載しておりますので、視聴可能かご確認ください。  
《HP 「愛媛県社会福祉協議会」⇒「研修・資格」⇒「介護支援専門員研修」》

## 16 昼 食

昼食は、各自でご準備ください。（休憩時間が短いため、できるだけ研修開始前にご準備ください。）

## 17 修了証明書

全課程を受講した者には、講師及び事務局の評価を経た上で、後日、郵送にて修了証明書を交付します。ただし、下記に該当する場合は、修了証明書を発行しないことがあります。その場合、受講料はお返しえませんのであらかじめご承知おきください。

- (1) 遅刻や早退があった場合
- (2) 不適切な受講があった場合
- (3) その他、介護支援専門員に必要な知識及び技術を修得していないと判断された場合

## 18 各種感染症等拡大防止にかかる注意事項

感染症等拡大防止のためには、今後も一人ひとりの感染対策が重要です。本研修は、重症化リスクの高い高齢者と接する機会が多い受講者が多数参加しますので、ご自身の体調管理を含めて、引き続き感染対策にご協力をお願いします。

## 19 個人情報の取り扱い

本研修事業にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。

## 20 教育訓練給付金について

本研修は「一般教育訓練講座」の指定講座となっております。所定の要件を満たした場合、研修終了後に受講料の一部が給付されます。詳細については、お住まいを管轄するハローワークまでお問い合わせください。

<指定番号：3822001-2410062-7>

※本会のホームページにも掲載しています。<研修・資格→介護支援専門員研修>

※受講決定通知の際、詳しい内容をお知らせしますのでご確認ください。

## 21 その他の

(1) 4月23日（木）以降のキャンセルの場合、原則として受講料の返金はできません。

(2) 会場の駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用の上ご来場ください。駐車場が満車の場合には、必ず近隣の有料駐車場（市内電車南町電停前等）に駐車し、周辺道路等への駐車はご遠慮ください。（会場地下駐車場の開錠は概ね午前8時です。開錠前の駐車場出入口付近及び周辺道路等への駐停車は厳禁です。）

また、駐車場でのアイドリングは近隣への迷惑となりますので、ご遠慮ください。

(3) 会場への交通機関の確認及び宿泊の手配・費用については受講者各自でお願いします。

(4) 事務局休業日は、下記のとおりです。

①土曜日・日曜日、国民の祝日

(5) 上記以外でご不明な点がありましたら、下記事務局までご連絡ください。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：平田・久保・渡邊） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	---

## 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】カリキュラム

**【eラーニング】**

日 程	時 間	内 容
5月 7日（木） ～ 5月 20日（水）	180分	【講義】 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
	240分	【講義】 生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践
	180分	【講義】 ケアマネジメントの実践における倫理
	120分	【講義】 リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解
	40分	【講義】ケアマネジメントの演習 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】ケアマネジメントの演習 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】ケアマネジメントの演習 心疾患のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】ケアマネジメントの演習 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
	60分	【講義】ケアマネジメントの演習 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント

**【集合研修】**

日 程	時 間	内 容
1 日 目	9 : 00～9 : 15	開会・オリエンテーション
	9 : 15～12 : 15	【講義・演習】 ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定
	12 : 15～13 : 00	昼食・休憩
	13 : 00～18 : 00	【講義・演習】 ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定
2 日 目	8 : 50～9 : 00	オリエンテーション
	9 : 00～13 : 00	【講義・演習】ケアマネジメントの演習 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
	13 : 00～13 : 45	昼食・休憩
	13 : 45～17 : 45	【講義・演習】ケアマネジメントの演習 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
3 日 目	5月 24日（日）	9 : 30～11 : 50 【演習】ケアマネジメントの演習 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
	11 : 50～12 : 35	昼食・休憩
	12 : 35～14 : 55	【演習】ケアマネジメントの演習 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
4 日 目	5月 30日（土）	9 : 20～9 : 30 オリエンテーション
	9 : 30～12 : 50	【演習】ケアマネジメントの演習 心疾患のある方のケアマネジメント
	12 : 50～13 : 35	昼食・休憩
	13 : 35～15 : 55	【演習】ケアマネジメントの演習 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
5 日 目	5月 31日（日）	9 : 30～12 : 30 【演習】ケアマネジメントの演習 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
	12 : 30～13 : 15	昼食・休憩
	13 : 15～16 : 15	【講義・演習】ケアマネジメントの演習 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
6 日 目	6月 6日（土）	9 : 00～12 : 00 【講義】 対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）
	12 : 00～12 : 45	昼食・休憩
	12 : 45～15 : 45	【講義】 個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
	15 : 45～15 : 55	休憩
【講義・演習】 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り		

予備日 6月 20日（土）・21日（日）

※カリキュラムは変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】 受講申込書

## 1. 基本情報

記入日 令和8年 月 日

フリガナ			生年月日	
受講者氏名			昭和 平成 年 月 日	
介護支援専門員証番号（8桁）			従事状況	現在、介護支援専門員として従事している・従事していない
介護支援専門員証交付年月日	年 月 日		現在の証の有効期間内の実務経験年数（介護支援専門員として）	年 か月 ※令和8年3月末現在で計算してください。
介護支援専門員証有効期間満了日	年 月 日		介護支援専門員としての実務経験年数（通算）	年 か月 ※令和8年3月末現在で計算してください。
介護支援専門員以外の国家資格 ※該当に○印を記入	①医師 ②歯科医師 ③薬剤師 ④保健師 ⑤助産師 ⑥看護師 ⑦准看護師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩視能訓練士 ⑪義肢装具士 ⑫歯科衛生士 ⑬言語聴覚士 ⑭あん摩マッサージ指圧師 ⑮はり師、きゅう師 ⑯柔道整復師 ⑰栄養士 ⑱社会福祉士 ⑲介護福祉士 ⑳精神保健福祉士 ㉑その他（相談援助業務・介護業務従事者）			
主任介護支援専門員資格取得状況 ※該当に○印を記入		取得している→（主任有効期間 令和 年 月まで）		
		取得していない→（R8受講予定・R9受講予定・受講の予定なし）		
郵送物送付先	①事業所 ②自宅			
所属事業所 ※所属していない場合は「なし」と記入	事業所名			
	現在の職種			
	所在地等	〒 - 電話（ ） - 携帯電話（ ） -		
自宅住所等 ※郵送物送付先が事業所の場合は省略可	〒 - 電話（ ） - 携帯電話（ ） -			
介護支援専門員証写し貼り付け欄	介護支援専門員証（写し） を貼り付けてください。 （バーコードが読み取れるように）			

※記入欄は裏面へ続きます

## 2. 受講研修について

今回申込の研修の種類を選んで○印を記入してください。

介護支援専門員 <u>専門</u> 研修	原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後6か月以上の者
介護支援専門員 <u>更新</u> 研修	実務経験者で介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

## 3. 受講日程等について

1日目の日程 について	A日程 5/16(土)	B日程 5/17(日)
受講が可能な日に○印・受講できない日に×印を記入してください。 空欄の場合は、受講できるものとみなします。		
【居宅（予防・居宅・小規模多機能型）】 【施設（特養・G H・老健・療養・特定・有料）】		
【研修課程Ⅱ】 の受講予定		令和8年度受講予定  令和9年度以降受講予定

## 4. 同意書の確認について

(必ず別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」を読んで、□を入れてください)

別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」について内容を確認し、理解しました。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：平田・渡邊・久保） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 メール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	--

### 受講決定時研修(県社協記入欄)

**専門研修** • **更新研修**

## 【記入にあたって】

- すべての項目に必ず記入をしてください。
- 登録地が愛媛県以外の場合、受講地変更の手続きが必要です。申し込み時点で手続きをしておいてください。手続きが完了していないと受講決定ができません。

### 1 基本情報

- (1) 「実務経験年数」は、令和8年3月末現在で計算し、1か月未満は繰り上げてください。  
事業所または施設で就労していた場合でも、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていった場合は実務経験としては認められません。また、短期入所生活介護、短期入所療養介護の計画作成は実務に当たるいません。  
※実務経験の要件は、要項「受講申込みをする前に」の「IV 実務経験」をご確認ください。
- (2) 「現在の証の有効期間内の実務経験年数」は、現在の介護支援専門員証の有効期間中の経験年数をご記入ください。
- (3) 「介護支援専門員としての実務経験年数」は、証の初回交付以降の実務経験年数の合計をご記入ください。
- (4) 自宅住所等については、郵送物の送付先が事業所の場合は省略しても構いませんが、携帯電話の番号は本人と連絡の取れる番号をご記入ください。

### 2 受講研修について

- (1) 「受講研修について」ではご自身がどちらの研修に該当するか選んで○印をご記入ください。  
専門研修か更新研修かは開催要項3対象者の項目を参考にしてください。

### 3 受講日程等について

- (1) 1日目のみ2日に分けて行います。受講可能な日に○を、受講できない日には×を記入してください。空欄の場合は受講できるとみなします。また、申込状況によってご希望に添えない場合がありますのでご承知ください。
- (2) 【研修課程Ⅱ】の受講予定について該当する方に○印をご記入ください。なお、本欄に○をしただけでは【研修課程Ⅱ】に申し込みをしたことにはなりません。別途【研修課程Ⅱ】の申込書の提出が必要です。

### 4 同意書の確認について

別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」をよく読んで、□を入れてください。チェックがない場合は受付ができません。申込書の再提出をしていただくことになりますのでご注意ください。なお、別紙はお手元に残していただき、提出の必要はありません。

## 【留意事項】

- (1) 本研修事業にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。
- (2) 受講申込者数により、受講をお断りする場合があります。
- (3) 開催要項 14「事前提出物について」に該当する事例を提出できない場合は、受講できません。
- (4) 提出後、記載内容に変更がありましたら、必ず下記事務局までご連絡ください。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：平田・渡邊・久保） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	---

# 介護支援専門員法定研修受講における同意書

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

会長 本田 元広 様

私は、愛媛県介護支援専門員法定研修を受講するにあたり、下記事項を遵守しなかった場合は、受講取り消し等の指示に従うことを同意します。

- 1 研修で使用する個人情報等は受講者自身で適切に管理します。また、研修内で知り得た個人情報についてはもちろん、私自身が発信する情報も適切に管理します。
- 2 研修内容の録画・録音・複製(研修資料等)・SNSへの投稿は、いかなる理由があっても一切行いません。
- 3 講師や事務局の観察により、研修中の受講態度が不適切と判断され、受講中止等の指示があった場合、当該科目は未修了となり、その場合受講料の返金がないことを理解しました。  
(不適切な例) 研修中の離席が頻回である、居眠り、スマホ操作、研修に集中していない  
研修の進行を妨げる、演習に参加しない  
eラーニングが視聴期間内に完了していないなど
- 4 研修中は講師や事務局の指示に従うほか、主体的・意欲的かつ積極的に研修を受講します。
- 5 講師及び関係者、他の受講者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害することのないよう留意します。
- 6 研修期間における提出物は、必ず期限を守り、不備なく提出します。
- 7 特定一般教育訓練制度の受講前手続きを完了した場合であっても、当該年度に研修終了基準を満たさない場合は受給対象とならないことを理解しました。

受講者氏名 \_\_\_\_\_

※提出の必要はありません。

よく読んで申込書の「4.同意書の確認について」の欄にチェックを入れてください。

# 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】 開催要項 (実務経験者対象)

## 1 目的

### (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅱ】

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に開催します。

### (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅱ】

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的に開催します。

## 2 主催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（介護支援専門員指定研修実施機関）

## 3 対象者

### (1) 介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅱ】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後3年以上の者

### (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）【研修課程Ⅱ】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者）で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

## 4 募集人数

500名程度（1クールあたり100名程度）

## 5 受講料

21,000円（消費税非課税）

## 6 テキスト

介護支援専門員現任研修テキスト【専門研修課程Ⅱ】 中央法規出版発行 4,180円（税込）

※この研修では上記テキストが必須となりますので、eラーニング開始までに、各自ご準備ください。

※今年度より、テキストは受講者各自でご準備いただきます。（本会での購入取りまとめはありません。）

※受講決定時に「テキスト注文書」をお送りしますので、そちらから直接ご購入いただけます。

※研修開始後、テキストをお持ちでない場合、修了証の発行はできませんのでご了承ください。

## 7 受講料の支払方法

受講決定通知案内時に専用の振込用紙を同封しますので、伊予銀行窓口からお振込みください。伊予銀行窓口からの振込みは手数料無料です。期日までに振込みが確認できない場合は受講決定を取り消す場合があります。

## 8 領収書・請求書について

（1）振込依頼票の振込人控えである振込金受取書をもって領収書発行に代えますので、ご了承ください。

（2）受講料は非課税のためインボイス対応請求書の発行はしません。

## 9 開催日時 (令和8年度)

【1日目受付／8：20～8：50 ・ 研修時間／8：50～15：45】

【2日目受付／9：00～9：30 ・ 研修時間／9：30～14：55】

【3日目受付／8：50～9：20 ・ 研修時間／9：20～14：55】

【4日目受付／9：00～9：30 ・ 研修時間／9：30～16：15】

日 稲	1 クール	2 クール	3 クール	4 クール	5 クール
eラーニング	5月26日(火) ～ 6月 8日(月)	6月12日(金) ～ 6月25日(木)	6月29日(月) ～ 7月12日(日)	8月12日(水) ～ 8月25日(火)	10月13日(火) ～ 10月26日(月)
1日目	6月13日(土)	7月 3日(金)	7月16日(木)	8月29日(土)	10月29日(木)
2日目	6月14日(日)	7月 4日(土)	7月17日(金)	8月30日(日)	10月30日(金)
3日目	6月27日(土)	7月10日(金)	7月28日(火)	9月 5日(土)	11月 3日(火)
4日目	6月28日(日)	7月11日(土)	7月29日(水)	9月 6日(日)	11月 4日(水)
予備日	8月1日(土)・2日(日)			11月28日(土)・29日(日)	

※受講途中でのクール変更はできません。

※荒天等により研修の実施を延期した場合は予備日を中心に調整します。

※今年度より平日も受講可能となりました。

※令和8年度に更新のために【研修課程I】も受講が必要な場合は4 クール以降の日程でないと受講できませんのでご注意ください。

※令和8年度に主任介護支援専門員研修を受講するために【研修課程II】の受講が必要な場合は、3 クールまでに修了が必要です。

## 10 会 場

愛媛県総合社会福祉会館「多目的ホール」(松山市持田町三丁目8番15号)

※会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 11 研修内容

「令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程II】カリキュラム」参照

## 12 研修申込

受講申込書の様式は下記の本会ホームページに掲載しています。

「愛媛県社会福祉協議会」⇒「研修・資格」⇒「介護支援専門員研修」⇒「02 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程II】」

(1) 申込締切 令和8年3月13日(金) 消印有効

(2) 申込方法 郵送（事務局持ち込み・FAX不可）

(3) 提出先 〒790-8553

松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課 宛

※封筒に「介護支援専門員研修【研修課程II】受講申込書在中」と明記

※申し込み書類等の到着確認に関するお問い合わせにはお答えできませんので、必要な場合は追跡可能な郵送方法を利用することをお勧めします。

## 13 受講決定等

(1) 受講の可否については、令和8年4月10日（金）までに指定された郵送先へ送付します。

(2) 申込人数が定員を超えた場合は、次の優先順位により選定を行います。

【優先順位①】介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

（介護支援専門員証の有効期間が令和9年10月31日までの者）

【優先順位②】令和8年度、主任介護支援専門員研修を受講する予定で本研修の修了が必要な者

【優先順位③】介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者

## 14 事前提出物について

受講決定後、研修が始まる前に（1）・（2）の提出が必要となります。提出できない場合は、受講できません。

### （1）研修記録シート（事前提出分）

受講決定者には、研修記録シート（事前提出分）の提出が必要です。受講決定後10日以内に提出してください。この研修記録シートはGoogle フォームでの提出となりますので、メールアドレスが必要です。

※詳細は受講決定時にご案内します。

### （2）提出課題

受講決定者は、「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」（1～4日目）で使用する事例を指定の様式でご提出いただきます。

※選定する事例は概ね2年以内に取り組んだものが望ましいです。

※現在の証有効期間内に受講者自身が一定の期間継続して担当した事例であり、事例に関する支援方法を振り返ることができ、かつ分析内容を発表できる事例が必要です。

※受講申込書記入時に「事例の領域」に提出可能かどうかを○×で選択してください。必ず2つ以上の項目に○をしてください。受講決定時に、提出事例領域の指定を行います。

① 現在、介護支援専門員として実務に従事していない（事業所及び利用者から事例を提出するための同意が得られない）など、要件を満たす事例の提出が困難な場合、修了ができませんのでご注意ください。

② 様式・作成方法は受講決定時にご案内します。令和6年度から新カリキュラムが施行されたため提出事例の領域や様式等が変更になっていますので、ご注意ください。

③ 提出期間は、1～3クールで受講の方は令和8年4月15日（水）～5月15日（金）です。  
4・5クールで受講の方は令和8年6月24日（水）～7月24日（金）です。

※郵送にて提出。消印有効・事務局持ち込み不可

④ 提出事例の領域は、下記のとおりです。いずれかの領域にあった事例を予め準備してください。

No.	領域（テーマ）	「適切なケアマネジメント手法」類型
1	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	
2	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	
3	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	
4	心疾患のある方のケアマネジメント	
5	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	
6	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	
7	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	

※No. 2～6は、「適切なケアマネジメント手法」の類型になります。

※提出事例に関する追加情報がある場合は、随時本会ホームページに掲載します。

## 15 e ラーニングについて

- (1) e ラーニングとは、インターネットを介して、自宅や職場のパソコンやスマートフォン等を使って学習する方法です。決められた期間中に、講義動画を視聴していただきます。インターネット環境やパソコン、スマートフォン等は、各自でご準備をお願いします。ご自身でご準備できない場合は、お勤めの事業所へご相談いただく等、受講環境の確保をお願いします。
- (2) 視聴に必要な環境については、本会ホームページに掲載しております「視聴者向けシステム要件」でご確認ください。ご確認が難しい場合は、e ラーニングのテスト視聴動画を同じく本会ホームページに掲載しておりますので、視聴可能かご確認ください。
- 『HP 「愛媛県社会福祉協議会」 ⇒ 「研修・資格」 ⇒ 「介護支援専門員研修」』

## 16 昼 食

昼食は、各自でご準備ください。(休憩時間が短いため、できるだけ研修開始前にご準備ください。)

## 17 修了証明書

全課程を受講した者には、講師及び事務局の評価を経た上で、後日、郵送にて修了証明書を交付します。ただし、下記に該当する場合は、修了証明書を発行しないことがあります。その場合、受講料はお返しえませんのであらかじめご承知おきください。

- (1) 遅刻や早退があった場合
- (2) 不適切な受講があった場合
- (3) その他、介護支援専門員に必要な知識及び技術を修得していないと判断された場合

## 18 各種感染症等拡大防止にかかる注意事項

感染症等拡大防止のためには、今後も一人ひとりの感染対策が重要です。本研修は、重症化リスクの高い高齢者と接する機会が多い受講者が多数参加しますので、ご自身の体調管理を含めて、引き続き感染対策にご協力をお願いします。

## 19 個人情報の取り扱い

本研修事業にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。

## 20 そ の 他

- (1) 5月15日(金)以降のキャンセルの場合、原則として受講料の返金はできません。
- (2) 会場の駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用の上ご来場ください。駐車場が満車の場合には、必ず近隣の有料駐車場（市内電車南町電停前等）に駐車し、周辺道路等への駐車はご遠慮ください。（会場地下駐車場の開錠は概ね午前8時です。開錠前の駐車場出入口付近及び周辺道路等への駐停車は厳禁です。）  
また、駐車場でのアイドリングは近隣へのご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- (3) 会場への交通機関の確認及び宿泊の手配・費用については受講者各自でお願いします。
- (4) 事務局休業日は、下記のとおりです。  
①土曜日・日曜日、国民の祝日
- (5) 上記以外でご不明な点がありましたら、下記事務局までご連絡ください。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：渡邊・平田・久保） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	---

## 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程II】カリキュラム

### 【eラーニング】

日 程	時 間	内 容
【eラーニング】  【1クール】 5月26日(火) ～6月 8日(月)  【2クール】 6月12日(金) ～6月25日(木)  【3クール】 6月29日(月) ～7月12日(日)  【4クール】 8月12日(水) ～8月25日(火)  【5クール】 10月13日(火) ～10月26日(月)	180分	【講義】 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開①
		【講義】 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開②-1
	120分	【講義】 ケアマネジメントの実践における倫理
	120分	【講義】 リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解
	40分	【講義】 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 心疾患のある方のケアマネジメント
	40分	【講義】 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
	60分	【講義】 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント

### 【集合研修】 1～4日目

日 程	時 間	内 容
1 日 目	【1クール】 6月13日(土) 【2クール】 7月 3日(金) 【3クール】 7月16日(木) 【4クール】 8月29日(土) 【5クール】 10月29日(木)	8：50～ 9：00 開会・オリエンテーション
	9：00～13：00	【講義・演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
	13：00～13：45	昼食・休憩
	13：45～15：45	【講義・演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
2 日 目	【1クール】 6月14日(日) 【2クール】 7月 4日(土) 【3クール】 7月17日(金) 【4クール】 8月30日(日) 【5クール】 10月30日(金)	9：30～11：50 【演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
	11：50～12：35	昼食・休憩
	12：35～14：55	【演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
3 日 目	【1クール】 6月27日(土) 【2クール】 7月10日(金) 【3クール】 7月28日(火) 【4クール】 9月 5日(土) 【5クール】 11月 3日(火)	9：20～ 9：30 オリエンテーション
	9：30～11：50	【演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 心疾患のある方のケアマネジメント
	11：50～12：35	昼食・休憩
	12：35～14：55	【演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
4 日 目	【1クール】 6月28日(日) 【2クール】 7月11日(土) 【3クール】 7月29日(水) 【4クール】 9月 6日(日) 【5クール】 11月 4日(水)	9：30～12：30 【演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
	12：30～13：15	昼食・休憩
	13：15～16：15	【講義・演習】ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 看取り等における看護サービスの活用に関する事例

予備日 8月1日(土)・2日(日)・11月28日(土)・29日(日)

※カリキュラムは変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】 受講申込書

## 1. 基本情報

記入日 令和8年 月 日

フリガナ	生年月日		
受講者氏名	昭和 平成 年 月 日		
介護支援専門員証番号（8桁）		従事状況	現在、介護支援専門員として従事している・従事していない
介護支援専門員証交付年月日	年 月 日	現在の証の有効期間内の実務経験年数（介護支援専門員として）	年 か月 ※令和8年3月末現在で計算してください。
介護支援専門員証有効期間満了日	年 月 日	介護支援専門員としての実務経験年数（通算）	年 か月 ※令和8年3月末現在で計算してください。
介護支援専門員以外の国家資格 ※該当に○印を記入	①医師 ②歯科医師 ③薬剤師 ④保健師 ⑤助産師 ⑥看護師 ⑦准看護師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩視能訓練士 ⑪義肢装具士 ⑫歯科衛生士 ⑬言語聴覚士 ⑭あん摩マッサージ指圧師 ⑮はり師、きゅう師 ⑯柔道整復師 ⑰栄養士 ⑱社会福祉士 ⑲介護福祉士 ⑳精神保健福祉士 ⑳その他（相談援助業務・介護業務従事者）		
主任介護支援専門員資格取得状況 ※該当に○印を記入	取得している → （主任有効期間 令和 年 月まで） 取得していない → （R 8受講予定・R 9受講予定・受講の予定なし）		
郵送物送付先	①事業所 ②自宅		
所属事業所 ※所属していない場合は「なし」と記入	事業所名		
	現在の職種		
	所在地等	〒 - 電話（ ） - 携帯電話（ ） -	
	自宅住所等 ※郵送物送付先が事業所の場合は省略可	〒 - 電話（ ） - 携帯電話（ ） -	
介護支援専門員証写し貼り付け欄	介護支援専門員証（写し） を貼り付けてください。 （バーコードが読み取れるように）		

※記入欄は裏面へ続きます

## 2. 受講研修について

今回申込の研修の種類を選んで○印を記入してください。

介護支援専門員専門研修	原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後3年以上の者
介護支援専門員更新研修	実務経験者で介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

## 3. 受講日程等について

受講日程	1クール	2クール	3クール	4クール	5クール																				
受講が可能なクールに○印・受講できないクールに×印を記入してください。 空欄の場合は受講できるとみなします。																									
提出課題事例種別 ※該当にする種別に○印を記入	【居宅（予防・居宅・小規模多機能型）】 【施設（特養・G H・老健・療養・特定・有料）】																								
提出可能事例の領域 ※7項目すべての欄に記入すること。 提出可能な領域に○、提出できない領域に×を記入 必ず2項目以上に○をつけること ※【記入方法】を必ずご確認ください。	<table border="1"> <tr> <td>家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント</td> <td></td> <td>誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患のある方のケアマネジメント</td> <td></td> <td>認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心疾患のある方のケアマネジメント</td> <td></td> <td>看取り等における看護サービスの活用に関する事例</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携					大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント		誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント			脳血管疾患のある方のケアマネジメント		認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント			心疾患のある方のケアマネジメント		看取り等における看護サービスの活用に関する事例		
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携																									
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント		誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント																							
脳血管疾患のある方のケアマネジメント		認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント																							
心疾患のある方のケアマネジメント		看取り等における看護サービスの活用に関する事例																							
【研修課程Ⅰ】受講状況	<table border="1"> <tr> <td>令和8年度受講予定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講済み→(年度受講) 愛媛県以外で受講している場合は【研修課程Ⅰ】の修了証のコピーを添付してください。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					令和8年度受講予定					受講済み→(年度受講) 愛媛県以外で受講している場合は【研修課程Ⅰ】の修了証のコピーを添付してください。														
令和8年度受講予定																									
受講済み→(年度受講) 愛媛県以外で受講している場合は【研修課程Ⅰ】の修了証のコピーを添付してください。																									

## 4. 同意書の確認について

(必ず別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」を読んで、□を入れてください)

別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」について内容を確認し、理解しました。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：渡邊・平田・久保） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	---

### 受講決定時研修(県社協記入欄)

専門研修 • 更新研修

## 【記入にあたって】

○すべての項目に必ず記入をしてください。

○登録地が愛媛県以外の場合、受講地変更の手続きが必要です。申し込み時点で手続きをしておいてください。手続きが完了していないと受講決定ができません。

### 1 基本情報

- (1) 「実務経験年数」は、令和8年3月末現在で計算し、1か月未満は繰り上げてください。  
事業所または施設で就労していた場合でも、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていった場合は実務経験としては認められません。また、短期入所生活介護、短期入所療養介護の計画作成は実務に当たるではありません。  
※実務経験の要件は、要項「受講申込みをする前に」の「IV 実務経験」をご確認ください。
- (2) 「現在の証の有効期間内の実務経験年数」は、現在の介護支援専門員証の有効期間中の経験年数をご記入ください。
- (3) 「介護支援専門員としての実務経験年数」は、証の初回交付以降の実務経験年数の合計をご記入ください。
- (4) 自宅住所等については、郵送物の送付先が事業所の場合は省略しても構いませんが、携帯電話の番号は本人と連絡の取れる番号をご記入ください。

### 2 受講研修について

- (1) 「受講研修について」ではご自身がどちらの研修に該当するか選んで○印を記入してください。  
専門研修か更新研修かは開催要項3対象者の項目を参考にしてください。

### 3 受講日程等について

- (1) 「受講日程」は受講が可能なクールに○印・受講できないクールに×印を記入してください。  
空欄の場合は受講できるとみなします。また、申込状況によってご希望に添えない場合がありますのでご承知おきください。
- (2) 「提出可能事例の領域」は、全ての項目の提出可能な領域に○、提出できない領域に×を記入してください。(1つの事例を複数の領域に当てはめるのではなく、複数の事例を思い浮かべて、どの領域で提出できるか選択してください。) 必ず2つ以上の項目に○をしてください。  
受講決定時に、提出事例領域の指定を行います。
- (3) 「【研修課程Ⅰ】受講状況」は受講状況に○印を記入してください。  
愛媛県以外で受講した場合、受講確認のため、必ず修了証のコピーを添付してください。

### 4 同意書の確認について

別紙「介護支援専門員法定研修受講における同意書」をよく読んで、□を入れてください。チェックがない場合は受付ができません。申込書の再提出をしていただくことになりますのでご注意ください。なお、別紙はお手元に残していただき、提出の必要はありません。

## 【留意事項】

- (1) 本研修事業にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。
- (2) 受講申込者数により、受講をお断りする場合があります。
- (3) 開催要項14「事前提出物について」に該当する事例を提出できない場合は、受講できません。
- (4) 提出後、記載内容に変更がありましたら、必ず下記事務局までご連絡ください。

事務局	愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課（担当：渡邊・平田・久保） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398 Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp
-----	---

# 介護支援専門員法定研修受講における同意書

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

会長 本田 元広 様

私は、愛媛県介護支援専門員法定研修を受講するにあたり、下記事項を遵守しなかった場合は、受講取り消し等の指示に従うことを同意します。

- 1 研修で使用する個人情報等は受講者自身で適切に管理します。また、研修内で知り得た個人情報についてはもちろん、私自身が発信する情報も適切に管理します。
- 2 研修内容の録画・録音・複製(研修資料等)・SNSへの投稿は、いかなる理由があっても一切行いません。
- 3 講師や事務局の観察により、研修中の受講態度が不適切と判断され、受講中止等の指示があつた場合、当該科目は未修了となり、その場合受講料の返金がないことを理解しました。  
(不適切な例) 研修中の離席が頻回である、居眠り、スマホ操作、研修に集中していない  
研修の進行を妨げる、演習に参加しない  
eラーニングが視聴期間内に完了していないなど
- 4 研修中は講師や事務局の指示に従うほか、主体的・意欲的かつ積極的に研修を受講します。
- 5 講師及び関係者、他の受講者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害することのないよう留意します。
- 6 研修期間における提出物は、必ず期限を守り、不備なく提出します。
- 7 特定一般教育訓練制度の受講前手続きを完了した場合であっても、当該年度に研修終了基準を満たさない場合は受給対象とならないことを理解しました。

受講者氏名

※提出の必要はありません。

よく読んで申込書の「4.同意書の確認について」の欄にチェックを入れてください。

## 研修課程Ⅱを受講希望の方は、必ずお読みください！

令和8年度 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅱ】

### 提出事例の領域（テーマ）【居宅・施設共通】一覧

提出可能事例の領域の選択にあたっては、各領域（テーマ）に該当する内容を下の表でご確認ください。

#### 【課題条件】

- ① 概ね過去2年以内に実践していること。
- ② **ケアプランの有効期限が終了し、実践の振り返りができる事例**であること。  
(認定期間の終了ではない)
- ③ 事例は、現在進行形か終了しているかは問わない。

※事例研究の内容を明確にかつ具体的に記載できる領域（テーマ）を選択してください。

※1つの事例を複数の領域に当てはめるのではなく、複数の事例を思い浮かべて、どの領域で提出できるか選択してください。

※現在、困っている事例や解決してほしい事例を出すのではありません。

実践の振り返りを行える事例を提出してください。

※事例の提出にあたっては、利用者の情報を管理している事業所の所長（または管理者）に内容をご確認いただいたうえで、所定の誓約書に署名を受けてください。

No.	領域（テーマ）	例
1	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス以外の地域の社会資源を活用した事例</li><li>・家族への支援を含めた他制度（難病・障がいなど）を活用した事例</li></ul>
2	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントに関する事例</li></ul>
3	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・主に脳血管疾患が原因でケアマネジメントが必要となっている事例</li></ul>
4	心疾患のある方のケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・心疾患の罹患がある方のケアマネジメントに関する事例</li></ul>
5	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・誤嚥性肺炎のリスクが高く、予防の必要性がある方のケアマネジメント</li><li>・誤嚥性肺炎の既往があり、再発予防が必要な方のケアマネジメント</li></ul>
6	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・主に認知症が原因でケアマネジメントが必要となっている事例</li></ul>
7	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・看取り等を含む看護サービスを導入している事例</li></ul>

#### 【重要事項】事例提出について

- ・提出事例は、利用者の情報を管理している事業所の所長（または管理者）の確認を受けてください。
- ・確認後、所定の誓約書に署名を受けたうえで提出してください。
- ・上記手続きが完了していない事例は、受理できませんのでご注意ください。